

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課

1. 基本情報

国名：東ティモール民主共和国（東ティモール）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2021年12月1日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け
東ティモールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1) 社会サービスの普及・拡充

東ティモール政府は、「戦略的国家開発計画 2011 - 2030」において、民主的で持続可能な社会環境整備等の目標を掲げている。各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が挙げられており、ASEAN 加盟を目指す東ティモールにおいて、その解決のための支援として人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）が位置付けられる。

2) 産業の多様化の促進

東ティモール戦略的国家開発計画において、①2030年までの上位中所得国入り、②近隣諸国との経済格差是正、③貧困層の撲滅を掲げている。各セクター（農業、石油、観光、ビジネス環境改善等）に取り組むことで産業の多様化を目指しており、今後の産業育成のための支援として本事業が位置付けられる。

3) 経済社会基盤（インフラ）の整備・改善

東ティモール戦略的国家開発計画において、インフラ整備（道路、電力、通信、空港・港湾、都市開発）はその目標達成のための重点課題に位置付けられている。国内のインフラ整備促進により貨客輸送の向上や地域経済の発展が図られ、その支援として本事業が位置付けられる。

（2）中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け
対東ティモール民主共和国国別開発協力方針（2017年5月）では、持続可能な国家開発の基盤づくり支援を基本方針とし、「社会サービスの普及・拡充」、「産業の多様化の促進」、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」を重点分野として定めている。また、対東ティモール民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014年12月）においても同様に協力の方向性を分析している。本事業は、本方針及び分析に基づき以下三つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

- 1) 社会サービスの普及・拡充：「行政能力向上・制度整備」、「サービスデリバリーの向上（治安・保健・衛生・教育・司法分野等）」が含まれる。
- 2) 産業の多様化の促進：「産業・経済の発展のための政策や制度整備」が含まれる。
- 3) 経済社会基盤（インフラ）の整備・改善：「交通・運輸網整備、都市環境整備」が含まれる。

また本事業は上記を通じ、SDGs ゴール 4「万人の包摂的かつ公正な質の高い教育の確保」及び 9「持続的、包摂的な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられる。

（3）他の援助機関の対応

類似事業を実施するドナーとしては、主にポルトガル、オーストラリア及び中国等の奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

（1）事業目的

東ティモールの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（3）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 8 名（修士課程 8 名）の留学生が、本邦大学院において、東ティモールにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題により具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

（4）総事業費

147 百万円（概算協力額（日本側）：147 百万円、東ティモール側：0 百万円）

（5）事業実施期間

2021 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 45 カ月）。

（6）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、東ティモールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、東ティモール政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：国家公共行政府院、Civil Service Commission、教育省、国家行政省、在東ティモール民主共和国日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件
<活動内容/分類理由>

本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2021年）	目標値（2026年）
留学する学生数（人）：修士	0	8
留学生の学位取得率（%） ¹	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。

¹ 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し、年度ごとに計画策定をしていたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008 年度以降の新方式による本事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定するとともに、4 期にわたる受入計画を事前に策定し、優先課題ごとに同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、東ティモールの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、当国の開発課題解決のための人材育成並びに当国政府との人的ネットワーク構築を通じて、二国間の関係強化に資するものである。また、SDGs ゴール 4 「万人の包摂的かつ公正な質の高い教育の確保」及び 9 「持続的、包摂的な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以 上